

名古屋港管理組合公報

平成19年12月20日
(木曜日)
号外第 220 号

目 次
○港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定…………… 1

告 示

名古屋港管理組合告示第43号

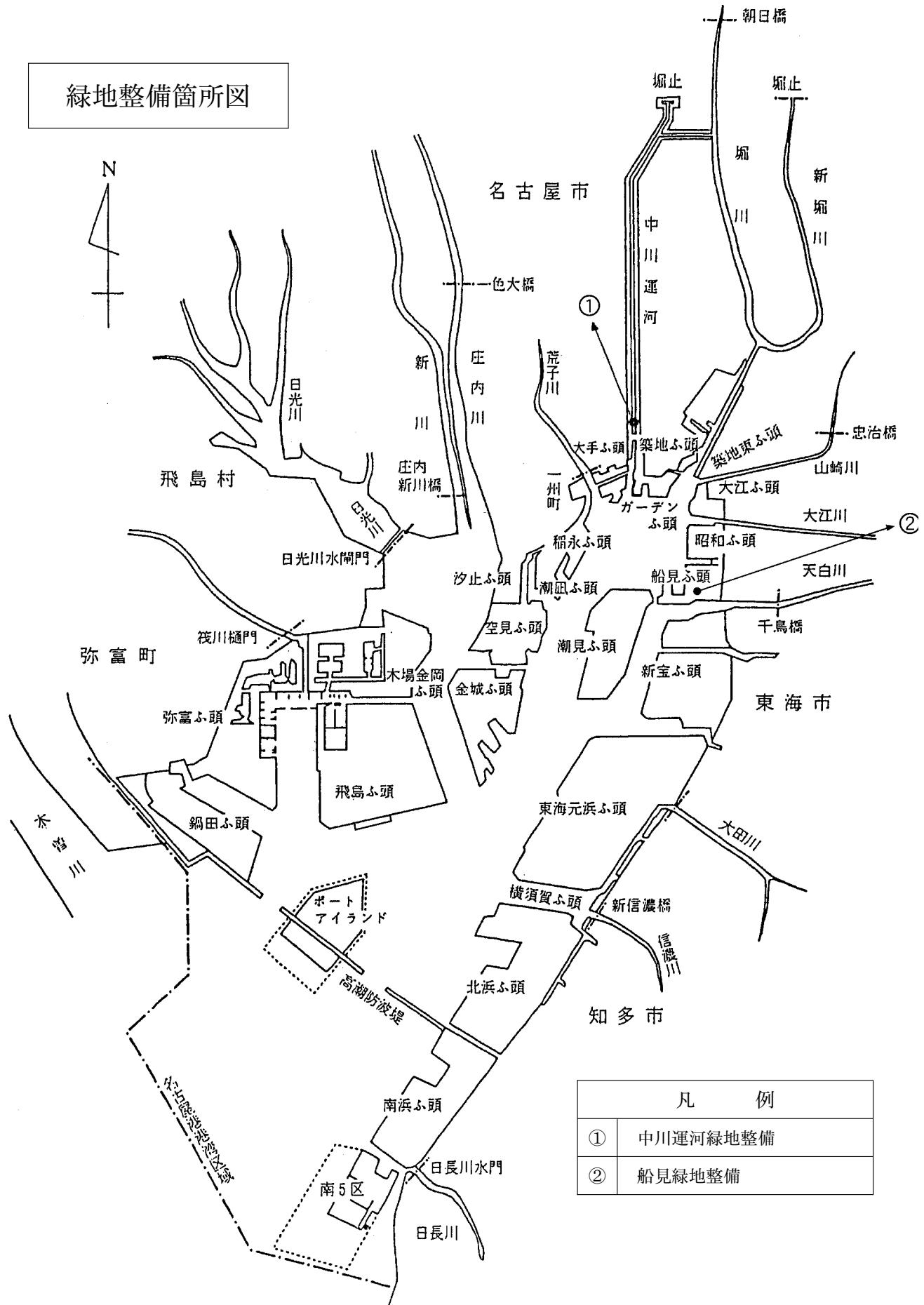
名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例（昭和55年名古屋港管理条例第5号。以下「負担金条例」という。）第2条第2項の規定に基づき、次に定める工事を港湾環境整備負担金の負担対象工事に指定する。

平成19年12月20日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

負担対象工事の種類 及び 名 称	負担対象工事に 係る負担区域	工事に要した費用	負担割合	工事に要した 費用に負担割合 を乗じた額	負担対象工事の 完了した日	負担区域内の工 場等敷地面積 (予定を含む。)の 合計面積 千m ²	備 考
1 負担金条例第2条第1項第1号に定 める工事(港湾環境整備施設(施設の 敷地を含む。)の建設又は改良の工事) ① 中川運河緑地整備 ② 船見緑地整備 計	名古屋港地区 臨港地区	100,000,000 21,546,000 121,546,000	1/4 1/2	24,999,998 10,773,000 35,772,998	平成19.3.31 平成19.3.31	36,632	緑地整備箇所は 別図のとおり
2 負担金条例第2条第1項第2号に定 める工事(港湾環境整備施設の維持の 工事)	名古屋港地区 臨港地区	293,998,525	1/2	146,999,262	平成19.3.31	33,980	
3 負担金条例第2条第1項第4号に定 める工事(港湾における漂流物の除去 等の工事)	名古屋港地区 及び港湾区域	36,548,575	1/2	18,274,287	平成19.3.31	37,000	
合		452,093,100		201,046,547			

緑地整備箇所図



凡例

①	中川運河緑地整備
②	船見緑地整備